

議案第 35 号

小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱の一部
を改正する告示

小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱（平成 21 年小城市教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

課の名称変更により一部改正漏れ等があったため、小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱の一部
を改正する告示

小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱(平成 21 年小城市
教育委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「当り」を「あたり」に改める。

第 10 条中「こども課長」を「保育幼稚園課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第35号 小城市立保育所利用者の苦情等取扱いに関する要綱（平成21年小城市教育委員会告示第3号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（第三者委員）</p> <p>第5条 第三者委員は、苦情等の解決を円滑・円満に図ることができる者で、かつ、信頼性を有するものうちから教育長が委嘱する。</p> <p>2 第三者委員は、各保育所<u>当り</u> 2人とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第5条～第9条 （略）</p> <p>（苦情解決の記録及び報告）</p> <p>第10条 責任者は、苦情解決までに係る状況を書面に記録し、改善又は解決した事項について、保育所利用者苦情結果報告書（様式第3号）により、苦情申立人及び第三者委員並びに<u>こども課長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>（第三者委員）</p> <p>第5条 第三者委員は、苦情等の解決を円滑・円満に図ることができる者で、かつ、信頼性を有するものうちから教育長が委嘱する。</p> <p>2 第三者委員は、各保育所<u>あたり</u> 2人とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第5条～第9条 （略）</p> <p>（苦情解決の記録及び報告）</p> <p>第10条 責任者は、苦情解決までに係る状況を書面に記録し、改善又は解決した事項について、保育所利用者苦情結果報告書（様式第3号）により、苦情申立人及び第三者委員並びに<u>保育幼稚園課長</u>に報告しなければならない。</p>